

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

キャリアアップ助成金を活用しましょう

～平成25年度 新設された助成金のご案内(概要)～

企業内で非正規雇用者に対してキャリアアップを支援する事業主に支給される助成金为新設されました。キャリアアップの対象者は、有期契約労働者のほか短時間労働者や派遣労働者、正規雇用以外の無期雇用労働者です。

なお、35歳未満の非正規雇用労働者への訓練には『若者チャレンジ奨励金』があり、健康・環境・農林漁業等の重点分野に該当する事業主が実施する教育訓練については、平成25年1月から実施の日本再生人材育成事業の『非正規雇用労働者育成支援奨励金』の方がより手厚い内容になっていますので、ご検討下さい。

助成内容		助成額
正規雇用等 転換 (注1)	正規雇用又は無期雇用に転換、あるいは直接雇用する制度を規定し、実際に転換又は直接雇用した場合。	①正社員へ登用:1人あたり40(30)万円 ②無期への転換:1人あたり20(15)万円 ③無期→正社員:1人あたり20(15)万円 ※対象者が母子・父子家庭の母又は父の場合加算あり。
人材育成	有期契約労働者等に下記のいずれかの訓練を行った場合。 ①一般職業訓練(OFF-JT) ただし、1コース20時間以上。 ②有期実習型訓練(ジョブ・カードを活用しOFF-JTとOJTを組み合わせた3～6ヶ月の訓練)	①OFF-JT(1人あたり) 賃金助成:800(500)円/時 経費助成:上限20(15)万円 ②OJT(1人あたり) 実施助成:700(700)円/時
処遇改善	すべての有期労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合。	1人あたり1(0.75)万円 ※職務評価の手法を活用の場合に、1事業所あたりの加算あり。
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、述べ4人以上に実施した場合。	1事業所あたり40(30)万円
短時間 正社員	短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換するか、新規に短時間正社員を雇用した場合。	1人あたり20(15)万円 ※対象者が母子・父子家庭の母又は父の場合加算あり。
パート労働 時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合。	1人あたり10(7.5)万円

(注1) 派遣労働者の場合、派遣元で転換又は派遣先の事業所で直接雇用される場合が対象。
無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年以内の有期契約労働者からの転換等であって基本給の5%以上を増額した場合に限る。

■表中()内は大企業の額、ただし短時間正社員コースは大規模事業主の額。

■いずれも3～5年のキャリアアップ計画の認定が必要になります。

厚生労働省HP

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/